

## 70歳以上の国保及び後期高齢者の限度額適用認定証の区分変更について

平成30年8月より現役並み区分が下記のとおり変更になります。

○自己負担限度額（月額）

平成30年7月まで

所得区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	57,600円	80,100円+[(実際にかかった医療費-267,000円)×1%] (44,000円) ※1
一般	14,000円※2	57,600円 (44,000円) ※1
低所得Ⅱ	8,000円※2	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円※2	15,000円



平成30年8月から

所得区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	現役並みⅢ (課税所得 690万円以上)	252,600円+[(実際にかかった医療費-842,000円)×1%] (140,100円) ※3
	現役並みⅡ (課税所得 380万円以上)	167,400円+[(実際にかかった医療費-558,000円)×1%] (93,000円) ※3
	現役並みⅠ (課税所得 145万円以上)	80,100円+[(実際にかかった医療費-267,000円)×1%] (44,400円) ※3
一般	18,000円※2	57,600円 (44,000円) ※1
低所得Ⅱ	8,000円※2	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円※2	15,000円

※1 同一世帯で12ヶ月以内に外来+入院(世帯単位)の限度額を超えた高額療養費の支給月数が3ヶ月以上ある場合の4か月目からの限度額です。

※2 年間(8月～翌年7月)の限度額は144,000円です。

※3 同一世帯で12か月以内に高額療養費の支給月数が3か月以上ある場合の4か月目からの限度額です。

○減額認定証が交付できない方

世帯構成員に所得が不明の方(未申告者、市町村で申告の情報がない方)がいる場合は、所得の定期判定ができません。交付を希望される方は世帯員全員の申告が必要です。